

誰もが参加し、ともに支え合う 協働のまちづくりの推進

1 市民の参画と協働によるまちづくり

現状と課題

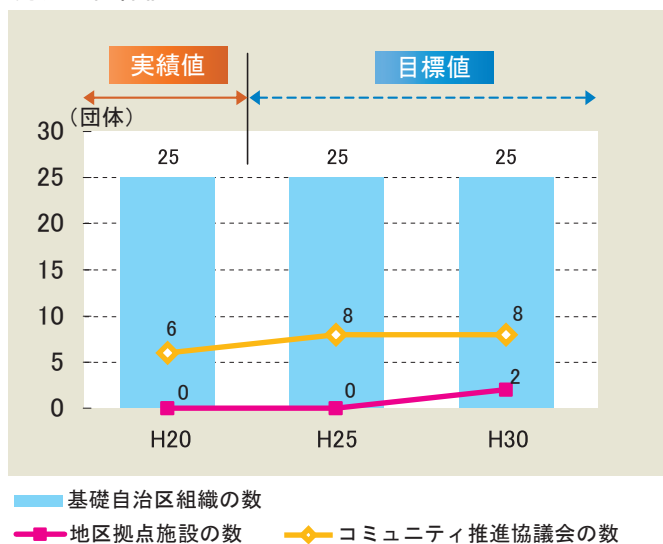
みよし市では、25の行政区があり、市長から委嘱された区長を中心に地域自治が行われています。市は、各行政区単位に拠点施設として、公民館、老人憩いの家、児童館、集会所などの公共施設の整備を進めてきました。また、昭和50年以降、地域社会における共同意識の希薄化対策のため設置された6つの地区コミュニティ推進協議会では、コミュニティ地区内に整備された広場でのイベントを中心に行政区間の市民相互交流が行われています。また、地域における市民サービスは、行政と行政区が中心となって行われています。

しかし、行政区間においては、人口、面積、住宅環境などに大きな地域間格差が生じたり、地区公共施設の偏りや市からの画一的な支援などによる不公平差が出てきています。地区公共施設については老朽化が進み、併せて利用方法が課題となっています。

また、コミュニティ推進協議会の活動はイベント的な行事が中心となり、行政区間のつながりや連帯感を高める観点からは、必ずしも十分な機能を果たしているとはいえないのが現状となっています。

しかし、市民、ボランティア団体、NPOが、それぞれの分野でやりがい、生きがい、得意とする能力を活かす活動を展開する動きが芽生えつつあり、いかに、ボランティア団体やNPOと行政が相互に連携を模索し、協働によるまちづくりを進めるかが課題となっています。

地区拠点施設と地域コミュニティ推進協議会の
現況と目標値



基本事業と目標指標 (めざそう値)

1 地域を活性化させるための地域住民自治組織体制の確立

拡充

行政区ごとの地域間格差(世帯数、面積、地区公共施設など)の是正を図り、地域を活性化させるため、行政区の役割を見直し、市民参加のまちづくりを推進するための組織として小学校区単位を基本としたコミュニティ推進協議会の体制づくりを推進します。併せて、地域活動の拠点となる地区拠点施設を地区単位(きたよし地区・なかよし地区・みなよし地区)に1か所設置します。

<主な事業>

- ・自治振興事務交付金事業
- ・コミュニティ推進協議会支援事業
- ・地区拠点施設整備事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
コミュニティ推進協議会の数	協議会を小学校区単位で設置	6 地区	8 地区	8 地区
地区拠点施設の数	地区拠点施設を地区単位で設置	未整備	未整備	2 か所

2 ボランティア活動とNPO団体の育成支援

継続

ボランティア活動やNPOなどの社会参加活動が活発化するよう、自主性、主体性を尊重しながら、必要に応じて支援や助言を行うとともに人材の育成や確保などに努めます。

＜主な事業＞

- ・NPO 支援事業
- ・ボランティア団体活動支援事業
- ・市民活動サポートセンター事業
- ・人材バンク制度

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
ボランティア登録者数	みよし市ボランティアセンターに登録した人数	2,907 人	3,100 人	3,400 人
NPO 法人として活動する団体数	事務所をみよし市内に置く NPO 法人の数	5 法人	7 法人	10 法人

施策の進め方

施策の展開シナリオ

行政区は、自治を目的とした組織であることから、基礎自治区として、活動内容や組織のあり方を検討し、行政補助機関としての役割を見直します。検討にあたっては行政区が主体的に行い、行政は必要な情報や資料の提供、作成などの支援を行います。

コミュニティ推進協議会は、基礎自治区を構成要員とし、市民参加のまちづくりを推進する地域組織として再編します。再編にあたっては、区域と役割について行政から提案を行い、地域・住民の意見を基に検討します。コミュニティ推進協議会を再編することで、地域住民の自治への参加意識の向上を図り、市民の参画と協働によるまちづくりを推進します。

協働の考え方

地域の問題は地域住民が考え実行し、地域が解決できない問題については基礎自治区とコミュニティ推進協議会が地域住民の意見を集約し、行政が支援します。また、基礎自治区とコミュニティ推進協議会と行政は協働して自主的で主体的なまちづくりを進めます。

市民、ボランティア団体、NPO がみよし市の共同経営者としての自覚と責任を持ち地域社会の構築に取り組みます。

市民と行政の役割

市民は、自治の主役であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進します。また、政策立案などの参画においては、自らの発言と行動に責任を持ちます。

行政は、市民、ボランティア団体、NPO の提案による具体的な協働のまちづくり実現に向けた仕組みを構築します。

2 男女共同参画

現状と課題

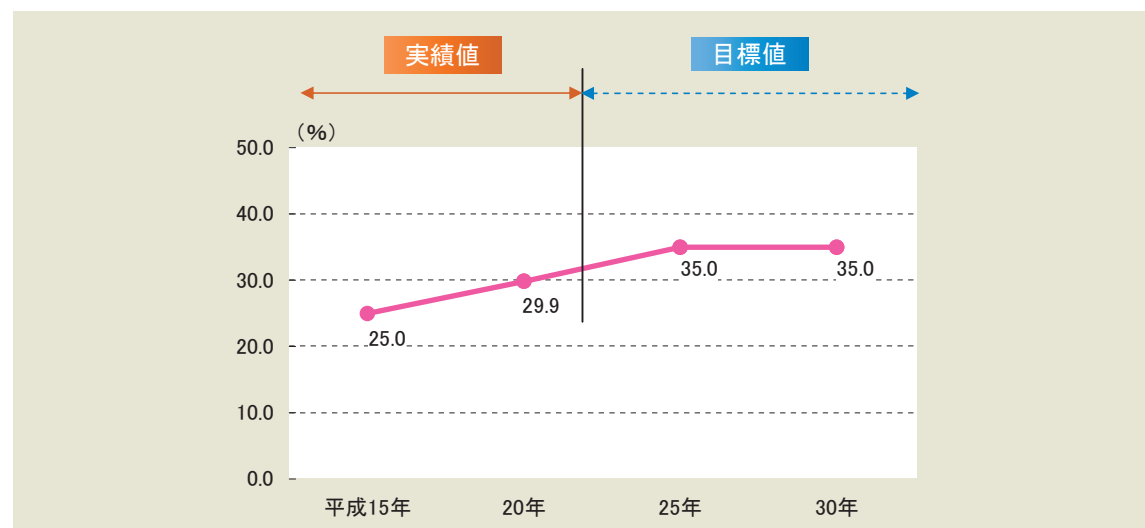
近年、少子高齢化・国際化・情報化の進展に伴い、女性の社会進出など社会経済の大きな転換期を迎え、男性も女性も固定的な性別役割にとらわれず、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要となってきました。

国においては、平成11年「男女共同参画社会基本法」の施行により、平成12年に、「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて、新たな一歩が踏み出されました。

本市においても、国際社会や国の動向を踏まえ、新たな課題に対応するために、平成15年度に、本市の実状に合った男女共同参画社会の実現に向け、総合的・計画的に取り組むための指針となる「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」を策定し、総合的に事業を展開してきました。

しかし、加速する少子高齢化への対応、増加する児童虐待やドメスティック・バイオレンスなどへの対策、さらに、子どもを持つ女性が就業しやすい子育て支援サービスの充実、地域における防災組織への女性参加など、新たな取り組みを必要とする分野への男女共同参画の推進など、早急に取り組まなければならない課題が生じてきています。

審議会等への女性登用率



基本事業と目標指標（めざそう値）

1 男女共同参画社会の推進

継続

男性も女性も、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、多様な選択肢の中で自己実現できる社会の実現、その能力が十分に発揮できるよう、各種審議会などへの女性の登用など、男女共同参画を推進します。
また、子育てへの父親の参加啓発などの子育て支援や防災・防犯に対する男性の役割、女性の役割を考えた男女共同参画事業の推進に努めます。

<主な事業>

- ・男女共同参画プラン「パートナー」改定事業
- ・男女共同参画セミナー開催事業
- ・女性悩み相談事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
審議会などへの女性登用率	女性登用数／審議会などの委員数	29.9%	35%	35%
男女共同参画社会の推進	男女共同参画セミナーの講座開催数	3回	4回	5回

施策の進め方

施策の展開シナリオ

平成15年度に策定した「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」で行ってきた男女共同参画推進事業の検証を毎年実施し、5年ごとに見直します。

児童虐待やドメスティック・バイオレンスの防止策や早期発見の対応策として、現在行っている「女性悩み相談事業」の充実を図ります。

子育て支援サービスの充実や地域防災への女性の社会参加については、関係各課と連携・推進を図ります。

協働の考え方

地域貢献的活動から市民活動的な活動に様変わりしてきた女性団体連絡協議会や、男女共同参画交流ネットの登録グループとの協働により、男女共同参画事業推進に努めます。

市民と行政の役割

市民は、各種審議会・委員会へ積極的に応募し、女性の社会参加に努めます。また、子育て支援事業や防災、防犯事業に積極的に参加し、安全、安心な地域社会の構築に努めます。

行政は、各種審議会・委員会への公募委員の登用を図り、女性登用率の向上に努めます。また、子育て支援や防犯、防災活動に参加しやすい環境づくりに努めます。



協働推進

VI 市民と行政の協働による自立した自治体経営

2 市民サービスを高める 行政運営の推進

1 行政情報の公開

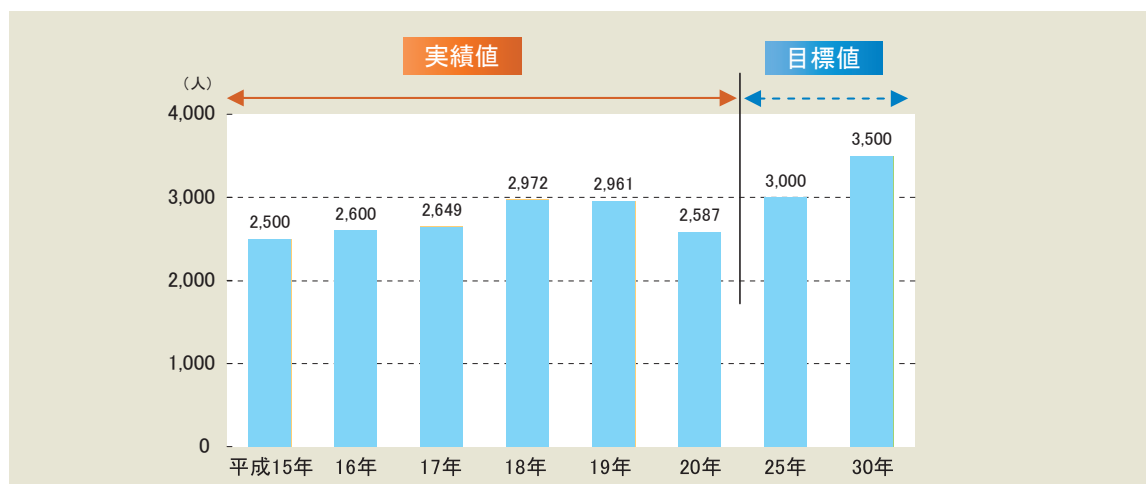
現状と課題

平成13年4月に情報公開法が施行されて、全国的に情報公開・情報共有化に対する意識が高まっています。

本市では、平成14年4月に情報公開条例を施行し、情報公開制度の運用開始を契機として、本庁内にみよし情報プラザを設置し、行政文書目録をはじめ行政サービスなどの行政情報の閲覧と提供を行っています。また、附属機関などの会議の公開など、行政の説明責任の履行に努めています。

今後とも、個人情報の保護など情報管理を徹底し、行政情報の公開と提供を積極的に行うとともに、市民と行政が情報を共有できる体制を充実する必要があります。

みよし情報プラザ利用者数



基本事業と目標指標（めざそう値）

1 行政情報の提供と共有化

継続

市民の行政参画の前提となる行政サービスなどの行政情報を積極的に提供し、市民と行政との情報の共有化を推進します。併せて、行政情報を迅速かつ正確に提供するため、新たな行政文書の管理システムを整備します。

＜主な事業＞

・みよし情報プラザにおける行政情報の閲覧と提供

＜関連事業＞

・行政事務電子化事業

・広報みよし、市ホームページなどを活用した情報の提供

・市ホームページ上にFAQ（I7I-キ1-）^{注2}よくある質問コーナー開設

指標名（目標値）	指標の定義	現状（H18）	H 25	H 30
情報サービスに関わる市民の満足度 ^{注1}	情報サービスが充実していると思う市民の割合	48%	60%	70%

2 情報の公開と透明性の確保

継続

市民への情報の公開と各種施策に関わる説明責任の履行などにより、行政の透明性の確保に取り組みます。

＜主な事業＞

・情報公開事務

・附属機関の会議の公開事務

＜関連事業＞

・パブリックコメントの実施

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
情報の公開	情報公開制度に基づく（不開示としている開示請求を除く。）情報開示の割合	100%	100%	100%
附属機関の会議の公開	会議（非公開としている附属機関を除く。）の公開をしている附属機関の割合	100%	100%	100%

施策の進め方

施策の展開シナリオ

広報・広聴に関わる事業と連携し、行政情報を市民に迅速かつ正確に提供します。
行政情報の公開と提供を行うとともに、行政の説明責任を履行し透明性を確保します。

協働の考え方

行政情報を市民と行政が共有し、相互理解のもとに市民参画のまちづくりを推進します。

市民と行政の役割

行政は、市民にわかりやすく行政情報を提供し、まちづくりなどへの参加を促します。

用語解説

注1…情報サービスに関わる市民の満足度の現状は、平成18年度に実施した行政評価に関するアンケート調査結果（満足およびどちらかといえば満足と回答した市民の割合）です。

注2…FAQ（Frequently Asked Question）：頻繁に尋ねられる質問の意
多くの人が同じような質問をすると予想されるとき、そのような質問に対する答えをあらかじめ用意しておく「Q & A集」

2 広報・広聴

現状と課題

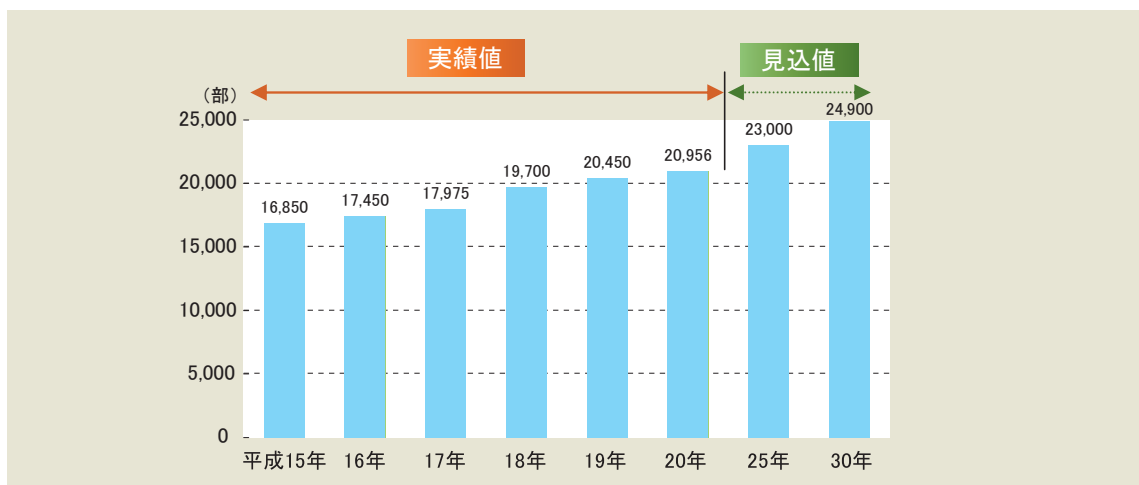
広報活動は、広報みよし (Hot Line)、インターネットのみよし市ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを活用して、市民参加のための市政への理解と協力を得られるような広報活動を行っています。

また、月2回発行の広報を録音し、視覚に障がいのある人に「声の広報」として提供しています。インターネットのみよし市ホームページは誰でも利用しやすい「ウェブアクセシビリティ^{※1}」に対応した取り組みを行っています。更にケーブルテレビやコミュニティFMでまちの話題や行政情報を提供しています。

広聴活動は、広く市民の声を聞くためにさまざまな方法で広聴活動を実施しています。平成13年度より「皆さと語る会」を開催するとともに「皆さまの提言箱」を設置し、広く市民から市政全般に関する意見や提言をいただき、これらの提言などに早急な対応を行うとともに広報に掲載しています。

市内に在住する外国人が増加する中、外国語による市政に関する情報の提供とともに、外国人からの要望にも対応できる広聴活動が必要になっています。

広報みよし (Hot Line) の4月発行部数の推移



基本事業と目標指標 (めざそう値)

1 情報発信力の強化

拡充

日本人と外国人が協力し安心して暮らすため、広報みよしの一部のページに行政情報の翻訳や発刊物に外国語を表記するように努めます。職員が誰でも簡単に、迅速にホームページで情報発信できるシステムに整備し、最新情報を提供します。またインターネットを使ってケーブルテレビの行政情報番組が見られるように新たな行政サービスの拡大を図ります。

<主な事業>

- ・ 広報みよし印刷製本事業
- ・ 市勢要覧制作事業
- ・ ホームページリニューアル事業
- ・ インターネットによる情報提供事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
広報紙の外国語による翻訳国数	外国語のお知らせ情報の翻訳国数	2 か国	4 か国	4 か国
ホームページアクセス数	みよし市のホームページへのアクセス年間件数	238,243 件	350,000 件	400,000 件
インターネットによる情報提供	新たな行政情報サービスの提供としてインターネットによる動画配信の閲覧件数	26,968 件 (10月～3月)	75,000 件	80,000 件

2 新たなる広聴活動の充実

拡 充

多くの市民から意見や提言を聴くとともに、外国人に向けた新たなる広聴活動を拡充します。

＜主な事業＞

- ・皆さまと語る会、皆さまの提言事業
- ・外国語提言用紙設置事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
市民との直接対話の参加者数	市民との直接対話の参加者数	239 人	300 人	400 人
外国語の提言用紙利用件数	外国語の提言用紙の利用件数	0 件	10 件	20 件

施策の進め方

施策の展開シナリオ

様々な手法により、市民への積極的な情報提供や広聴活動を充実します。

広報事業は、広報紙、インターネット、ケーブルテレビなどを効果的に活用し、より新しい情報をより分かりやすく提供します。また、発刊物に外国語を表記するように努めます。

広聴事業は、民意を反映した市政を実践するため、引き続き「皆さまと語る会」や「提言箱」などにより市民の意見や提言を広く聴いていきます。

協働の考え方

市民への積極的な行政に関する情報提供と市民からの意見や提言の収集に努めます。広報事業並びに広聴事業の一層の充実に取り組んでいきます。

市民と行政の役割

市民は、行政情報などにより、市の現状を理解するとともに、積極的に提案・提言するなど市政に参加・参画します。

行政は、市民の市政への参加・参画が容易になるよう広報活動・広聴活動を拡充し、市民との協働によるまちづくりを推進します。

用語解説

注 1…ウェブアクセシビリティ 高齢者や視覚障がいのある人などにも利用しやすいホームページとなるよう、音声の読み上げや文字の拡大が可能となるような配慮をいう。

3 市民情報サービスセンターの充実

現状と課題

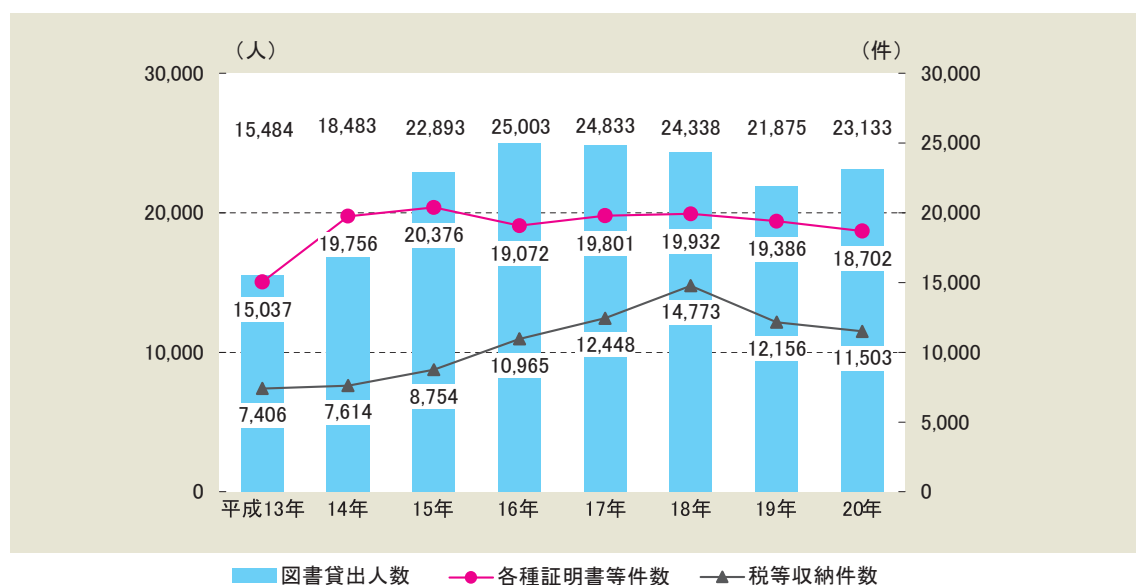
休日などにおける証明書交付などの行政サービス提供の場として「市民情報サービスセンターサンネット」が平成12年度に開所し、住民票や印鑑登録、戸籍や税務証明のほか、戸籍届出受付・印鑑登録および廃止、市税、使用料などの納付受付、図書の貸出、返却、予約などの受付を行い、多くの方に利用いただいています。

しかし、窓口では、取扱い業務に関わらず、生活全般にわたる多種多様な問い合わせが寄せられ、庁内業務を熟知した職員の配置など、その対応が求められています。

また、住民異動届・国民健康保険・国民年金・各種手当などの手続きにおける市役所閉庁時の対応が新たな要望となっています。

図書の貸出に対しては、蔵書数が少ない、利用者数に比較し場所も狭いなどの課題があります。

サンネット利用の推移



基本事業と目標指標（めざそう値）

1 市民情報サービスセンターの充実

拡 充

多様化する住民ニーズに対応できるサービスセンターに努めます。

＜主な事業＞

・市民情報サービスセンター整備運営事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
施設の整備	市民情報サービスセンター	既設 （サンネット）	既設 （サンネット）	移転

施策の進め方

施策の展開シナリオ

利用状況と要望を把握し、使いやすく、気軽に利用できる「市民情報サービスセンター」を計画・整備します。

協働の考え方

市民が利用しやすい施設とするため、計画の段階より管理利用方法まで含めた検討を市民とともに進めます。

市民と行政の役割

市民は、施設を有効に利用します。

行政は、使いやすく、だれでも気軽に利用できる「市民情報サービスセンター」を整備します。



4 行政組織

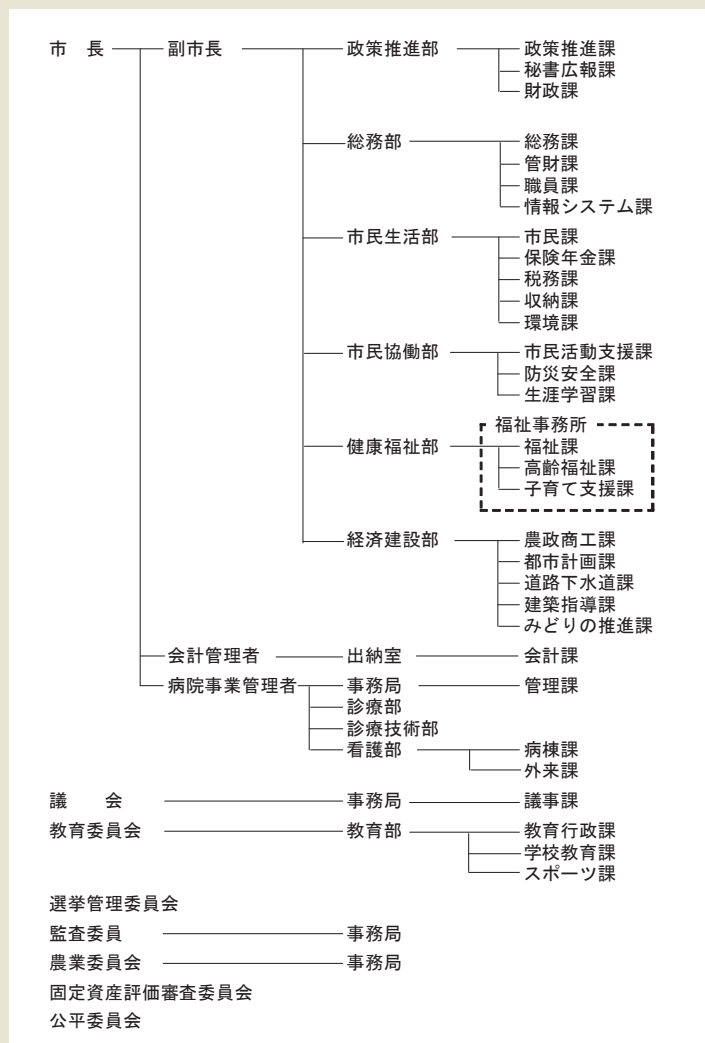
現状と課題

多様化した行政需要を的確に把握し、行政施策に反映できる市民に分かりやすく簡素で効率的な組織が必要となり、平成19年4月に機構改革を実施しました。職員の意識改革や職員一人ひとりの能力の発揮と意欲の向上を図るため、目標管理による人事評価を実施しています。市民ニーズに柔軟に対応した行政サービスのため、各種研修を行い、職員の能力向上に努めています。

今後も多様化する行政施策に的確に対応でき、市民に分かりやすい簡素で効率的な組織を維持しつつ、柔軟に組織を見直すことが必要であります。また、事務事業のアウトソーシングなどの推進により行政の効率化を進めるとともに、職員の定員管理計画に基づき、人口の増加や行政需要の多様化に対応できる職員数を確保していく必要があります。

さらに、まちづくりを着実に進めていくには、市民やNPOなどと行政が互いに協働し、対等の立場で協力する「協働のまちづくり」を推進することが必要となります。これらに対応するためには、継続的な職員研修などを通じ、専門知識の習得や能力開発などの職員の育成も必要となります。

行政機構図（平成22年4月1日現在）



基本事業と目標指標（めざそう値）

1 職員の配置

継続

計画的な職員採用により、職員定員を管理します。

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
職員定員管理計画	職員定員数（病院事業を除く）	376 人	370 人	363 人

2 職員研修の実施

継続

市民の立場に立った質の高い行政サービスを、迅速かつ適正に提供できるように、職員の能力の向上、知識の習得のため、職員研修を実施します。

＜主な事業＞
・職員研修事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
職員研修	研修受講率（研修受講者総数／職員数）	174.8%	154%	156%

施策の進め方

施策の展開シナリオ

増大し多様化する行政需要に対応し、市民への行政サービスを向上させるため、適正な規模による弾力的で機動的な組織の充実に努めます。

また、簡素で効率的な行政をめざし、新しい時代が要求する質の高い職員の育成と適正な職員管理やアウトソーシングおよび指定管理者制度導入の推進に努めます。

協働の考え方

行政は、多様化する市民ニーズ、行政需要を把握し、市民への行政サービスに向け、わかりやすい組織づくりや効率的・機動的な組織づくりと職員の育成に努めます。



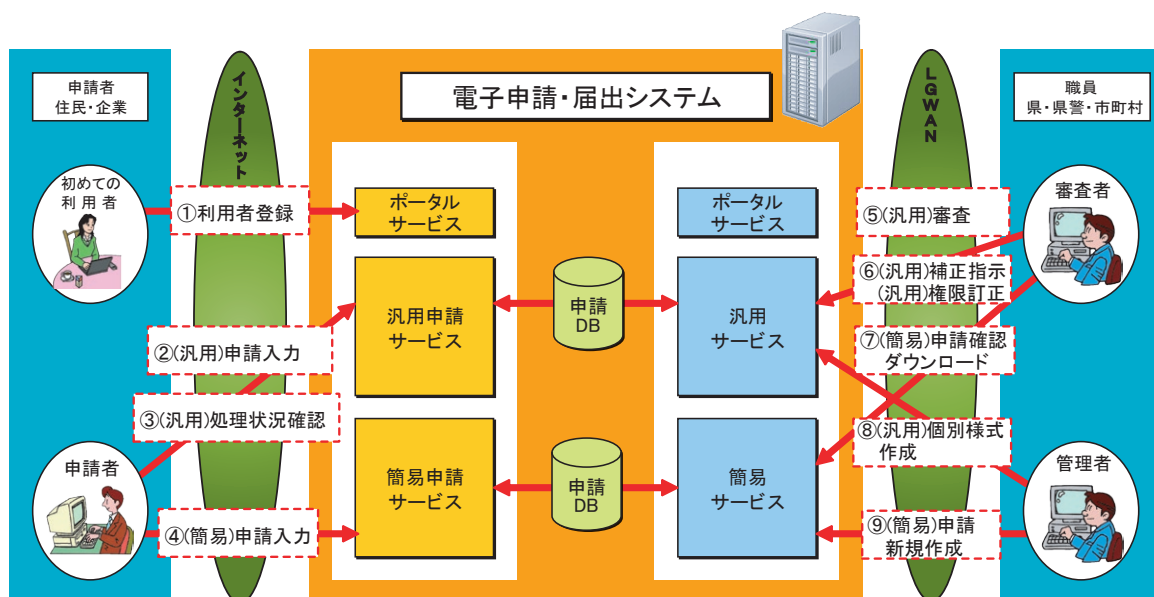
5 電子自治体

現状と課題

市民が自宅や会社に居ながら行政手続を行うことができる「電子申請・届出システム」を、愛知県および県下市町村で構成する「あいち電子自治体推進協議会」によりこのシステムを共同開発し、平成 17 年 1 月から稼動しました。本市では、当初 28 の手続きの運用を開始し、その後、手続の拡大を図り現在は 48 手続きの運用をしています。

しかし、電子申請・届出の利用を促進するためには、今後も電子申請・届出の手続を拡大するとともに、申請・届出の手数料の納付方法や証明書などの交付方法などを検討する必要があります。

また、市民のライフスタイルやニーズの多様化などに対応した質の高いサービスを提供するため、ICT^{注1}を効果的、効率的に活用した電子自治体の構築を進める必要があります。



用語解説

注1…ICT Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。

基本事業と目標指標（めざそう値）

1 電子自治体の推進

拡充

いつでも、どこでも、誰でもアクセスできる行政サービスを提供するとともに、行政事務の電子化を進めます。

<主な事業>

・電子申請・届出手続拡大事業
・電子入札・電子調達拡充事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
電子申請・届出手続数	電子申請・届出が可能な行政手続の実施数	48 手続き	49 手続き	51 手続き

施策の進め方

施策の展開シナリオ

電子申請・届出の手続の拡大や電子入札・電子調達拡充など、行政事務の電子化を進めます。

ICTを活用した電子自治体の構築を進めます。

市民と行政の役割

市民は、電子申請・届出システムの積極的な利用に努めます。

行政は、情報セキュリティの確保を図りつつ、行政事務の電子化を進めます。



住基カード

6 行政改革・行政評価

現状と課題

本市における行政改革は、昭和 56 年度に設置した「行政問題検討会議」による取組から始まりました。昭和 60 年度には「行政改革推進本部」と「行政改革推進委員会」を設置し「第一次行政改革大綱」を策定し、平成 7 年度には「第二次行政改革大綱」を、平成 12 年度には「第三次行政改革大綱」を策定し取り組みました。

そして、平成 17 年度には「第四次行政改革大綱」を策定し、単独のまちづくりを着実に推進していくため、公共サービス提供のあり方そのものを見直し、市民、行政区、ボランティア、NPO、事業者、行政などの本市の公共サービスに関わる多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚して、対等の立場で協力し合い、総力をあげて、これからのまちづくりを支える新たな仕組みとして、『単独のまちづくりを支える地域協働システム』の確立を目指すこと、その上で、組織・人事管理・事務事業をはじめとする市行政運営の効率化・合理化をより一層進めること、健全な財政運営を維持することを改革の基本方針として、具体的な目標を掲げ、着実な取組の推進を図っています。

平成 18 年度には「行政評価システム」を取り入れ、目標に対する成果の観点から点検評価することにより、施策、事務事業の決定の適正化を図り、また、広く市民に公表することにより説明責任を果たすこととしました。なお、行政評価は事後評価であり、実施した翌年に評価し、翌々年の実施に反映させます。

行政評価委員会



基本事業と目標指標（めざそう値）

1 行政改革の推進

継続

行政改革大綱を策定し、市行政運営の効率化・合理化をより一層進め、健全な財政運営を維持します。

＜主な事業＞
・行政改革推進事務

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
行政改革大綱の策定	行政改革大綱を策定	第4次推進	第5次策定	第6次策定

2 行政評価の成果反映

継続

行政評価の結果をより確実に実行するため、予算と行政評価の事務事業単位を統一し、行政評価結果を予算に的確に反映させます。

＜主な事業＞
・行政評価システム事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
行政評価結果の反映率	行政評価結果を予算へ反映させた割合	59.0%	63%	65%

3 事務などの改善提案の推進

継続

行政事務などの積極的な改善および創意工夫を奨励し、職員の勤労意欲の向上と事務事業の改革・改善を推進する。

＜主な事業＞
・事務改善提案活動事務

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
事務などの改善提案数	職員の事務などの改善提案数	273 件	350 件	420 件

施策の進め方

施策の展開シナリオ

現行の行政改革大綱は平成22年度に計画期間が終了するが、定期的（5年ごと）に行政改革大綱を見直し、時代にあった行政改革大綱を策定し、事務などの効率的・効果的な執行に努めます。

毎年度、行政評価を実施し、施策や事務事業を点検評価し見直します。

協働の考え方

総力をあげてこれからのまちづくりを支える新たな仕組みとして、「単独のまちづくりを支える地域協働システム」の確立を図ります。

第三者評価体制を確立し、評価に対する精度や信頼度を高めます。

市民と行政の役割

市民は、市の公共サービスの受益者とし、どのような役割・責任を担うべきかを検討する。また、行政評価における施策や事務事業について公表されたものに関心を持ち、現状を把握、理解するよう努めます。

行政は、行政改革について具体的な目標を掲げ、着実な取組の推進を図ります。

7 広域行政の推進

現 状 と 課 題

広域行政としては、平成 16 年度まで 5 組合、1 企業団において 9 事業を実施してきました。しかし、平成 17 年度に関係町村の豊田市との合併により枠組みが変化し、2 組合 3 事業が廃止となりました。

豊田三好事務組合は、平成 19 年度末に解散し、より効率的・合理的な行政運営を図るためにも、事業の更なる広域化など新たな広域行政の手法が必要です。

また、後期高齢者医療制度は老人保健制度の後継制度として、高齢世代と現役世代の負担の明確化と世代間の公平な負担を目的とし、平成 20 年 4 月からスタートした医療制度であり、この制度の運営主体である愛知県後期高齢者医療広域連合との連携により、制度の運用を円滑に運用していくことが必要となります。

◇ 広域行政の概要（平成22年4月1日現在）

一部事務組合などの名称	事 業 内 容	構成市町	備 考
尾 三 消 防 組 合	消防事業	みよし市 日進市 東郷町	
尾 三 衛 生 組 合	ごみ処理事業	みよし市 日進市 東郷町	
愛 知 中 部 水 道 企 業 団	水道事業	みよし市 豊明市 日進市 東郷町 長久手町	
西 三 河 農 業 共 済 組 合	農業共済事業	西三河内全市町	
愛知県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療	県内全市町村	

事 務 委 託 先	事 業 内 容	備 考
豊 田 市	ごみ処理・斎場・し尿処理	

基本事業と目標指標（めざそう値）

1 行政サービスの連携

継続

自立と連携を念頭に、圏域内の共通課題の取り組みや効率的な行政サービスを推進するため、県内各市町村などとの連携と協力を進めます。

＜主な事業＞

- ・ごみ処理事業
- ・斎場事業
- ・し尿処理事業
- ・消防事業
- ・水道事業
- ・農業共済事業
- ・後期高齢者医療事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
行政サービスの連携数	行政サービスを広域で実施している数	7事業	7事業	7事業

施策の進め方

施策の展開シナリオ

ごみ処理、斎場、し尿処理、消防、水道、農業共済、後期高齢者医療など、市民サービスの向上につながる分野に関して可能なものから広域連携を図ります。

市民と行政の役割

市民は、広域連携による行政サービスの受益者として、適切な利用に努めます。

行政は、広域連携による事務処理を実施し、効率的な行政サービスを提供します。





健全で安定した財政運営の推進

1 財 政

現 状 と 課 題

地方分権改革が進む今日、地方公共団体は、政策的にも財政的にも自立した行政運営を求められています。国の三位一体の改革により、国庫補助負担金の廃止・縮減、交付税制度改革、国から地方への税源移譲など、地方財政制度は大きな転換期を迎えました。

また、地方公共団体の財政の健全性が注目され、健全性を示す指標の公表などにより健全化を図ることとなりました。

こうした中、本市の主要税目の一つである法人市民税は、自動車関連企業の堅調な業績により安定した財源が確保されてきましたが、平成 20 年に米国で端を発した世界的な経済危機により、企業収益が大幅な減収・減益となり本市の法人市民税にも大きな影響を及ぼすこととなりました。今後についても、経済動向や為替の変動などの不安的要素を抱え、予測困難な状況となっています。

一方、歳出については、扶助費、公債費など義務的経費の増加に加え、社会基盤の整備、大地震に備えた災害に強いまちづくり、福祉の充実など市民ニーズは多様化かつ増大しており、財政運営は一層厳しさを増しています。

今後は、基金の計画的な積立てと活用を行い、安定した財政運営が長期的に持続できるよう努めるとともに、自主財源の確保、事務事業の見直しなどを一層推進していく必要があります。

基本事業と目標指標（めざそう値）

1 財政運営の弾力性の維持

継続

扶助費、公債費などの義務的経費の増加を抑え、財政運営の弾力性を維持します。
県全体の経常収支比率は、90%弱であり、80%以下での財政運営を目指します。

＜主な事業＞
・予算編成事務

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
経常収支比率	経常一般財源総額と経常的経費に充当の経常一般財源との比率で、通常財政構造の良否を表す	69.6%	80%以下	80%以下

2 市税収納率の向上

継続

市税の収納率の向上を図ります。

＜主な事業＞
・市税収納管理事務

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
市税収納率	市税の収納率	95.6%	95.8%	96.0%

3 債務の減少

継続

プライマリーバランス^{注1}を考慮した市債の借入れを行い、将来債務を減少させます。
実質公債費比率が18%以上となる市町村は、地方債を借り入れるにあたり、県の許可を必要とします。

＜主な事業＞
・起債借入事務

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
実質公債費比率（3か年平均）	公債費による財政負担の程度を表すもので、18%以上で地方債の発行に際し一定の制限がかかります。	5.5%	13%以下	13%以下

施策の進め方

施策の展開シナリオ

市債発行額を抑制し、将来債務が累積しないよう市債残高を減少させることや財源の許される限りでの基金の積立てと計画的な活用を行い、安定した財政運営を行っていきます。

また、収納率の向上、受益者負担の適正化などにより自主財源の確保を図るとともに、行政評価により各種事業の選択的实施や戦略性を持った財政投資を進めます。

市民と行政の役割

市民は、納税義務を果たすとともに、市民個人、自治組織、ボランティアなどにより、地域の課題で自主的に解決できることに取り組みます。

行政は、限られた財源で、公平で効果的な事業を効率的に実施します。

用語解説

注1…プライマリーバランス「基礎的財政収支」と訳され、市債などの借入金を除いた税収などによる歳入から、市債の元利払い費など、過去の借入金返済に要する経費を除いた歳出を引いたもののこと。財政安定化の指標となる。

